

新型コロナウイルス感染症等に係る 業績優秀者返還免除制度の申請期間の柔軟化

新型コロナウイルス感染症、災害、傷病の影響、その他のやむを得ない事情等で、課程を修了できなくなった場合(学位を取得できなかった場合)に、返還免除の申請期間や内定期間の延長が認められる場合があります。

1. 免除「申請」期間の延長（対象：今年度貸与終了者）

令和2年度の業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響(コロナ以外の事情は不可)による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を上げることができなかった場合(課程を修了した場合は除く)は、特例として、1年を限度に貸与期間の延長を認めます。(延長期間中は休止として奨学金の貸与はありません)。貸与終了月について、1年を限度に先送りとすることで、業績を上げる期限を1年間猶予し、令和3年度の申請が可能となります。

該当者は、「令和2年度 業績優秀者返還免除申請期間延長届(様式3)」および指導教員による意見書を、令和3年2月19日(金)までに、教務課学生生活担当宛、メールでご提出ください。

2. 免除「内定」期間の延長（対象：返還免除内定者）

返還免除内定者は修業年限内で課程を修了できなくなった場合(学位を取得できなかった場合)、内定者の身分が取り消されますが、課程修了できなかったことが、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情(コロナ以外の事情も可)によるものであると認められる場合には、修業年限内で課程を修了したものとみなし、内定取消の対象外とすることを可能とします。

該当者は、「返還免除内定取消除外申請書(様式5)」を、令和3年2月19日(金)までに、教務課学生生活担当宛、メールでご提出ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、貸与期間中に業績を上げることができなかった場合は、上記1による申請も併せて行うことが可能です。1.2を併せて申請することで、令和3年度に内定者の身分を有して、返還免除制度に申請することが可能です。

農学系教務課学生支援チーム学生生活担当

MAIL: gakusei.a@gs.mail.u-tokyo.ac.jp